

第3次ちがさき自転車プラン



～茅ヶ崎市自転車活用推進計画～



茅ヶ崎市は自転車を活用することで 「人とまちが健康な都市」を目指します。

はじめに(ごあいさつ)

茅ヶ崎市民にとって、欠かすことができない存在となっている自転車。

自転車に乗る姿がまちの風景の一つにもなっている私たちのまちに20年前に誕生したのが「ちがさき自転車プラン」で、これまで市民や市民団体、事業者などと協働しながら数々の取り組みを展開してきました。

他方、平成26(2014)年に「第2次ちがさき自転車プラン」を策定してから10年間での社会の変化に目を転じますと、超高齢社会への対応、環境負荷の低減、安全・安心の確保など対応していかなければいけない課題がたくさんあります。また、自転車活用推進法の施行や改正道路交通法の施行など、自転車を取り巻く環境も変化しています。



私は市民の皆さんが暮らしを楽しむ中で、本市が抱える課題を解決することができる1つのツールが「自転車」であると考えています。そこで、「第3次ちがさき自転車プラン」では、「自転車健康都市」を目指すまちの姿として掲げ、市民の皆さんが健康で茅ヶ崎の暮らしを楽しみ続けること、そして地域のにぎわいを創出し、まちの活性化につながるなど健康で持続可能なまちを目指していきます。

その実現に向けて、市民・市民団体、事業者と協働・連携しながら、自転車の利用ルールの啓発や利用環境の整備に取り組みながら、自転車の利用促進を進めていきます。

ぜひ市民の皆さまも自転車を積極的に利用して、暮らしを楽しんでください。

「人とまちが健康な茅ヶ崎の未来へ」一緒に進んでいきましょう！

最後になりますが、本プランの検討に当たりましては、活発な議論をいただきました「ちがさき自転車プラン推進委員会」の委員の皆さまをはじめとして、市民アンケートやオープンハウスにご協力いただいた皆さま、パブリックコメントに貴重なご意見をお寄せいただいた皆さま、ならびに関係者各位に多大なるご協力をいただき新しいプランを策定することができました。心からお礼を申し上げます。

令和7(2025)年3月

茅ヶ崎市長 佐藤 光



茅ヶ崎で

自転車に乗るって こんなにいい！

近年、その効果から世界中で注目されている自転車。ここでは自転車のメリットをご紹介します。

健康にいい

自転車に乗ると移動しながら簡単に運動することができます。そして、日常的な運動を続けることは生活習慣病などを予防でき、リフレッシュ効果も期待できます。

自転車と同じ運動量は？ ※いずれも1時間あたり

電動アシスト付き
自転車に乗る



普通の歩行
ボウリング



自転車に乗る
(≒16km/時未満、通勤)



階段をゆっくり上る
卓球



サイクリング
(約20km/時)



ジョギング
サッカー

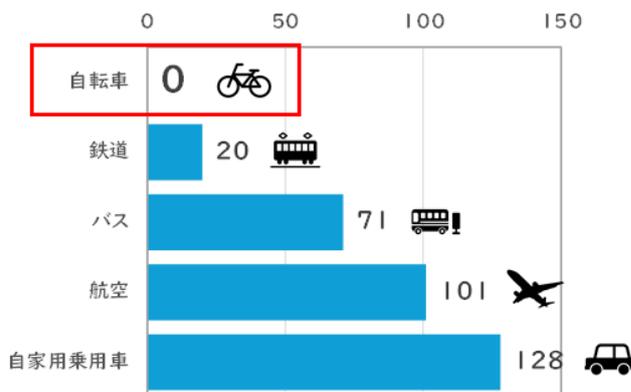


自転車通勤で体重が
減りました！

(出典)厚生労働省「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」を基に作成

環境に優しい

自転車は、他の交通手段とは異なり、ガソリンなどの化石燃料を必要としないことから、エコな乗り物です。



マイカーに乗る人が減ることで
渋滞の緩和も期待できます！



図1 人ひとり1km移動するときのCO2排出量 (g)

(出典)国土交通省「運輸部門における二酸化炭素排出量(2022年度)」を基に作成

早く移動できる

自転車は渋滞等の影響をあまり受けることがなく効率的に移動できることから、5km以内なら最も短い所要時間で移動することができます。

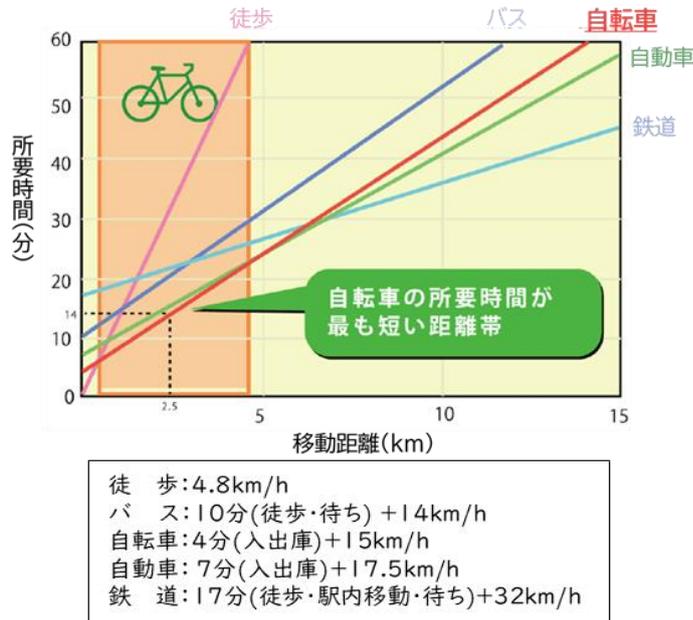


図2 交通手段別の移動距離と所要時間の関係

(出典)自転車活用推進官民連携協議会
「自転車通勤導入に関する手引き」を基に作成

コンパクトな茅ヶ崎にピッタリ

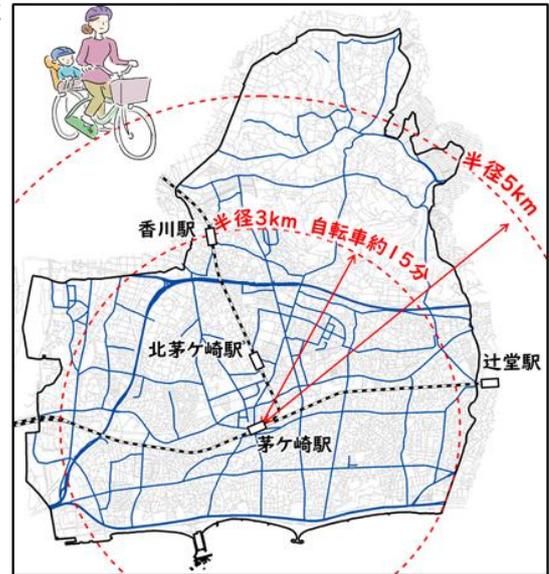
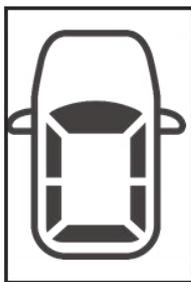


図3 茅ヶ崎駅を起点とした半径3km、5km圏内

省スペース

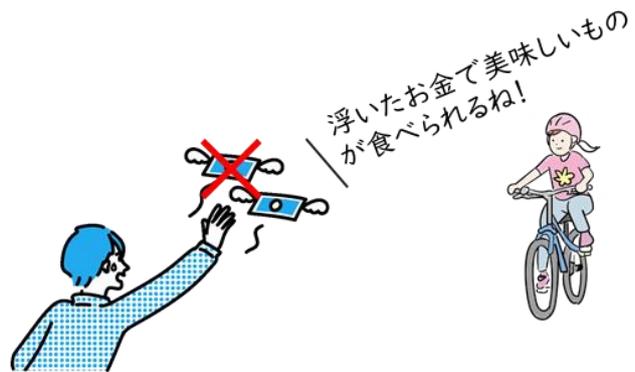
自転車は自動車より圧倒的に小さいスペースで駐輪することができます。



駐車スペース 長さ5.0m×幅2.3m
駐輪スペース 長さ1.8m×幅0.5mで算出
(茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例施行規則)

家計に優しい

自転車は、ガソリン代がかかりません。
健康維持で医療費の負担軽減も期待できます。



茅ヶ崎のライフスタイルを味わえる

風を感じたり、季節の移り変わりを感じたりしながら移動することができます。
途中で今まで知らなかったお店や人との出会いがあるかもしれません。

狭く入り組んだ道でも楽々移動することができます。
茅ヶ崎のライフスタイルを思う存分楽しむことができます。



海外でも注目されている自転車の健康効果！

日本だけでなく海外でも自転車の利用を推進する計画が策定されています。ここでは海外の計画等に記載されている自転車の健康効果についてご紹介します。

Cycling leads to a healthier life サイクリングはより健康的な生活につながります

Cycling keeps you in shape 体調を整える
Cycling regularly boosts physical fitness and prolongs life expectancy by 3 to 14 months. Cycling 30 minutes every day is equal to the weekly recommended level of physical activity.
毎日30分のサイクリング = 週に推奨される身体活動のレベル

Cycling prevents serious diseases 深刻な病気を防ぐ
Cycling to work or school every day reduces the risk of serious diseases and depression.
がんリスクを40%低下
心疾患リスクを52%低下

Cycling is an easy way to burn calories 簡単にカロリーを消費できる
Cycling is an efficient way to prevent obesity and reduce the incidence of type 2 diabetes.
早期死亡が40%未満

(出典：オランダ自転車大使館「ThinkBig –ThinkBike Dutch Cycling Vision」を一部修正)

自転車の生活習慣病の予防や健康効果については、既に文化を超えた「世界の常識」になりつつあるかもしれません。

目次

01 「第3次ちがさき自転車プラン」(自転車活用推進計画)の策定にあたって.....	1
1 策定の趣旨	2
2 自転車を取り巻く環境の変化.....	3
3 位置づけ	4
4 期間	4
5 対象区域	4
02 目指すもの.....	5
1 計画の背景	6
2 目指すまちの姿	11
3 現状と課題	12
4 目指すまちの姿の実現に向けた方向性の設定	20
5 評価手法	21
03 方向性ごとの取り組み.....	23
方向性1 おもいやりの心づくり	26
方向性2 風を感じる空間づくり	37
方向性3 暮らしにとけこむ仕組みづくり	50
方向性4 まちの魅力に触れる仕掛けづくり	62
04 推進体制.....	71
1 推進体制	72
資料編.....	73
1 前プランの取り組み内容(概要)	74
2 前プランの評価と改定に向けた課題と方針.....	76
3 市民意見	78



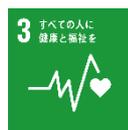
本プランではSDGsの目標達成に向けた取り組みを推進していきます。



SDGs (持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals) とは

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で記載された平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

本プランで特に関連の深い 9 つの項目と自転車の活用による貢献



すべての人に健康と福祉を

自転車の利用促進により健康増進、安全への取り組みにより交通事故の減少につながります。



質の高い教育をみんなに

ライフステージに応じた交通安全教室などの実施により、学習機会を確保することができます。



エネルギーをみんなに そしてクリーンに

自転車の利用促進により、移動時のエネルギー消費の低減につながります。



働きがいも 経済成長も

通勤や業務時の自転車利用の促進により生産性の向上、サイクルツーリズムの推進により、地域経済の活性化につながります。



産業と技術革新の基盤をつくろう

自転車走行空間や駐輪場の整備によりアクセスしやすい環境をつくりまします。また、シェアサイクル等の導入により、イノベーションを促進します。



住み続けられるまちづくりを

自転車利用環境の整備により、移動の利便性を向上させ、環境負荷の低減や地域活性化を促進し、持続可能なまちづくりに貢献します。



つくる責任 つかう責任

自転車のライフスタイルを提案していきます。また、サイクルツーリズムを推進することで、持続可能な観光を実現していきます。



気候変動に具体的な対策を

自転車の利用を促進することにより、脱炭素を実現していきます。



パートナーシップで目標を達成しよう

多様な主体と連携し、計画を推進していきます。

01 「第3次ちがさき自転車プラン」 (自転車活用推進計画)の策定にあたって

策定の趣旨、自転車を取り巻く環境の変化、位置づけ、期間など
プラン策定の概要をご紹介します。

ある日のちがさき



旧茅ヶ崎警察署前の国道1号 (昭和28年頃)

茅ヶ崎市所蔵

(出典:ちがだべ(デジタルアーカイブ) <https://chigamu.jp/chigadabe/list/>)



1 策定の趣旨

自転車は、平坦な地形やコンパクトなまちといった、本市の地理的な条件などから、手軽に利用できる交通手段として広く市民の皆様に親しまれているとともに、スポーツや趣味などの余暇・健康づくりの一環として、生活の中で欠かすことのできない乗り物となっています。

そのため、本市では、「ひとを中心に考え、徒歩・自転車・公共交通を主体としたバランスのある交通体系の構築」の基本方針に位置付けた「茅ヶ崎市総合交通プラン」を平成14(2002)年3月に策定し、自転車の利用促進を、まちづくりを進めていく上で重要な施策と位置づけました。その後、平成16(2004)年3月に「ちがさき自転車プラン」、平成26(2014)年4月に「第2次ちがさき自転車プラン」(以下、「前プラン」という)を策定し、市民・事業者・関係団体・市が連携を図りながら取り組みを推進してきました。

前プランの計画期間の満了にあたり実施した市民アンケート調査によると、これまでの取り組みにより自転車で移動する際の満足度が向上するなど、一定の効果が現れていますが、日常的に自転車を利用する市民や、趣味・健康づくりのために自転車を利用する市民は増加しておらず、さらなる利用促進のためには、前プランの取り組みを継続しつつも、一部手法の見直し等を行う必要があります。

また、本市においては、前プランの上位計画である「茅ヶ崎市総合交通プラン」の計画期間が終了したことから、令和6(2024)年には新たに「茅ヶ崎市地域公共交通計画」を策定しました。この計画では社会状況の変化などに対応していくために「マイカーに過度に依存しなくても誰でも気兼ねなくでかけられる」ことを目指しており、自転車の果たす役割は重要になっています。

さらに、高齢化の進行や地球温暖化対策など多くの社会問題に対応するため、国は「自転車活用推進法」を施行し、健康増進や環境負荷の低減等に資する自転車の活用推進を働きかけており、単なる移動手段として自転車を捉えるのではなく、多様な視点から自転車の活用を推進していくことが求められています。

このような状況から、市民が暮らしを楽しみ、持続可能なまちであり続けるために、「第3次ちがさき自転車プラン(自転車活用推進計画)」を策定し、市民・市民団体、事業者、市が協働・連携しながら市民に親しまれている自転車の活用を推進します。



2 自転車を取り巻く環境の変化

自転車活用推進法の施行

- 平成 29(2017)年 5 月に自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に「自転車活用推進法」が施行されました。同法では地方自治体の責務を「国と適切な役割分担を踏まえて、区域の実情に応じた施策を設定、実施する」「情報提供を通じて、基本理念に関する国民・住民の理解を深め、かつその協力を得るよう努める」こととされています。
- 上記法整備を受け、国は平成 30(2018)年 6 月に「自転車活用推進計画」(令和 3(2021)年 5 月に「第 2 次自転車活用推進計画」を策定)、県では令和 2(2020)年 3 月に「神奈川県自転車活用推進計画」(令和 5(2023)年 3 月に改定)を策定しました。

改正道路交通法の施行

事故や違反を減らすこと等を目的として、道路交通法が改正されています。

- 令和 5(2023)年 4 月 1 日から全ての自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。
- 令和 6(2024)年 11 月 1 日から「運転中ながらスマホ」及び「酒気帯び運転及びほう助」の 2 項目が罰則として道路交通法の中に規定されました。
- 令和 8(2026)年 5 月までには、右側通行や信号無視などへの「反則金制度(青切符)」が自転車にも適用される予定です。

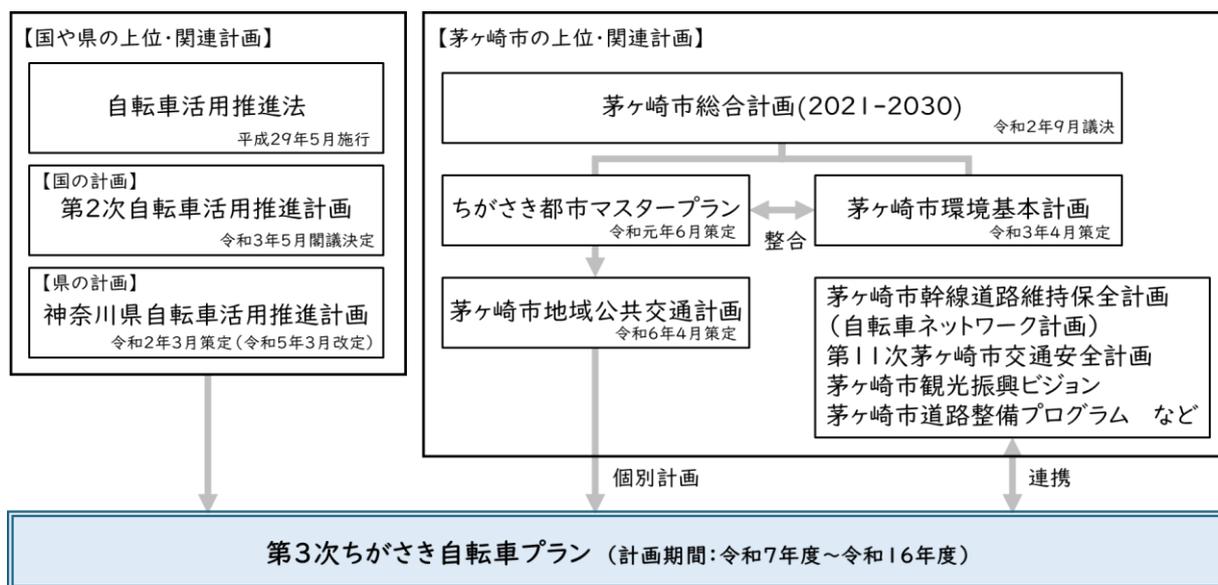
神奈川県条例の施行

- 県は、平成 31(2019)年 4 月に「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行し、自転車損害賠償責任保険への加入を義務化しました。



3 位置づけ

- 本プランは、自転車活用推進法第11条(※1)に位置付けた市町村自転車活用推進計画として定めます。
- 本市が目指すべき公共交通の将来像、将来像の達成に向けた取り組み内容等を明示し、「持続可能な交通で人々が行き交うまち」を基本理念とする「茅ヶ崎市地域公共交通計画」における個別計画として策定します。
- 国・県の自転車活用推進計画及び本市の各計画や関連計画を踏まえて、自転車活用に関する目標及び個別の具体施策を検討します。



図表 1-1 第3次ちがさき自転車プランの位置づけ(※2)

4 期間

計画期間は、令和7(2025)年度から10年間とします。

5 対象区域

茅ヶ崎市内全域とします。

※1 自転車活用推進法第11条では、「市町村は自転車活用推進計画(都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されています。

※2 本プランに掲げる具体的な取り組み内容は、財政の見通しと整合を図って策定される総合計画及び総合計画実施計画との整合を図ることを前提とし、総合計画及び総合計画実施計画における事業の優先度に基づき、取り組みの範囲を改めて判断していきます。

